

就学にもなう乳幼児医療費 受給資格証の切り替えについて

令和6年4月より小学生になる子どもの乳幼児医療費受給資格証の有効期限は、令和6年3月31日までとなっています。4月以降の医療費受給資格証は、新たに申請いただくことにより、子ども医療費受給資格証へ切り替えとなります。

対象の人には2月上旬に手続きの案内をお送りしています。まだ申請書を提出していない人は、至急お手続きください。

※提出が遅れると、新しい受給資格証の交付が遅れ、別途手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

問合せ＝子育て支援課 給付係(内線529)

有効期間満了にもなう子ども 医療費受給資格証の交付について

令和6年4月より高校生世代になる子どもの子ども医療費受給資格証の有効期限は、令和6年3月31日までとなっています。4月以降の医療費受給資格証は、新たに申請していただくことにより、有効期間を変更した受給資格証を交付します。

対象の人には2月上旬に手続きの案内をお送りしています。まだ申請書を提出していない人は、至急お手続きください。

※提出が遅れると、新しい受給資格証の交付が遅れ、別途手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

問合せ＝子育て支援課 給付係(内線529)

3月30日(土)、4月7日(日) 市役所の一部窓口を開けます

開庁日時＝3月30日(土)・4月7日(日)

各日8時30分～12時

業務を行う窓口＝市民課(内線311～314)、保険年金課(内線323・324)、子育て支援課(内線522)、介護福祉課(内線516)、地域包括ケア推進課(内線584)、障害福祉課(内線535)、税務課(内線272・273)、学校教育課(内線724)

※取り扱う業務などは事前に各課へお問い合わせください。

在宅障害者交通費補助金のお知らせ(1～3月分)

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費(年4回のうち、1～3月分)を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関(電車・バスに限る)を利用した場合の交通費の2分の1とし、上限額は1ヵ月あたり1万円

申請書配布期間＝3月15日(金)～29日(金)

申請書受付期間＝3月28日(木)～4月8日(月)

申請・問合せ＝土・日曜と祝日を除く、9時～17時に社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・🌐55-0986)へ

令和6年度 固定資産税の縦覧

◆縦覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の納税者が自分の所有する土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較して適正であると確認するため、市内の全ての土地・家屋の価格等を記載した帳簿を縦覧することができる制度です。

帳簿の種類	縦覧できる人	縦覧できる項目
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の納税者とその同居の親族	土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の納税者とその同居の親族	家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間＝4月1日(月)～30日(火)の8時30分～17時15分(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)

◆閲覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の所有者が、自分の所有する資産についての固定資産課税台帳を確認できる制度です。また、借地人・借家人などが、使用または収益の対象とする固定資産について、課税内容を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

※借地人・借家人などが閲覧を希望する場合は、賃貸借関係が証明できるものも必要です。

◆共通

場所＝税務課 固定資産税第1係・第2係(市役所2階23番窓口)

持ち物＝本人確認できるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

問合せ＝税務課 固定資産税第1係・第2係(内線284～287)